

Title	社会の強制力 (特にデュルケムの学説に就いて)
Sub Title	
Author	野村, 兼太郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.9 (1920. 9) ,p.1315(131)- 1329(145)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200901-0131

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

可し跑步せる馬を早むるには彼をして歩調を保たしむべく其の傍に一頭の馬の疾駆するを要す (cf. Talks On Psychology and Life's Ideals. pp. 49-53)

闘争本能は等しく何等價値を有せざる激情として屢々解せらるゝも努力に對する最も力強き拍車たるべし『好闘性は必ずしも肉體的争闘性の形に於てのみ考へられるを要せず一般に艱難の前に挫折するの不快を意味し得るものたるべく其は吾人をして至難なる事業の挑みあるを感せしむるものにして活氣あり企てある性質にとつて缺く可らざるものなり』(op. cit., pp. 54-5) 更にジェームズは所有本能に就て述べたり所有本能は等しく人類の根本的資質にして『獲得性の發端は幼兒の示す衝動即ち彼等の注意を喜ばしめたる事物を握み又は乞ふ本能に於て見らる言語を發するを得るに至るや彼等の強く言ふ最

初の言葉の中に「自己」及び「自己の」の言辭存す彼の最も早き相互の争は所有の如何に關す。：所有本能の以後の發展に就ては吾人は語るを要せざるべし。何人も吾人の見る喜ばしき事物は何物たりとも之を望まざらんことの如何に難く而して如何なる事物の美味も其の他の手中に在る限は吾人にとつて屢怨恨たるかを知る他のものが所有せる場合には其の事物を所有せんとする本能は屢、彼を害せんとする本能に轉せられ嫉妬猜忌と稱する感情を生ずべし』(Principles of Psychology vol. II p. 422)『此の本能の深く且つ原始的なる事實は共產主義的ユートピアの凡ての急激な理想に先づ一の生理學的不信を投するに似たり、人類性質の改變せらるゝに至る迄は私的所有の制度は實際上廢するを得ざらん個人がその絶對所有を確言するを得且恐らく全世界に反抗しても擁護す可き自らの背に着

けたる衣服以上に何ものかを有せざる可らずとするは其の精神的健在にとつて缺く可らざるものなり財産に關して最も嚴肅なる誓約を爲すの宗教の僧派の如きも餘りに無趣味なる條件に縮減することに依て不幸となれる人の精神の爲めに其の規則を幾分寛恕するに至れり、修道僧も彼の書物の所有を必要とす可く尼僧も亦彼の小さな庭園を有し其の室には肖像繪畫等を飾るべし』(Talks to Teachers. pp. 55-56)

吾人は更に本能より習慣への推移及び其の勢力に就て考察せんと欲す。

社會の強制力

(特にデュルケムの學說に就いて)

野村兼太郎

吾人を類の生活が社會組織を中心とすることは改めて論ずる迄もない。個人の生活は社會に於いて且つ社會に依つて始めて成立することが出来る。社會を離れて個人は生存し得ない。こゝに於いて個人對社會の問題が惹起せらるる。若し個人にして全然社會に無意識的に服従し少しの個人性をも發揮しないならば、そこに何等の問題と云ふべき問題も起らないが、其の服従が意識的であるか、若しくは社會と相齟齬するやうな個人意識を有する時には、其の者は明かに社會の強制力を意識する。此の社會の強制力とは何を意味するのか。人類が未だ原始の状態にあつた時の社會の強制力と現代文明人の意識する社會の強制力との間に何等相違する點はないだらうか。人類文化の發展と社會の強制力の變遷とに關して少しく考察を施さんとするのが此の一篇の趣意である。

社會の強制力に就いて論及する時は、何人と雖も佛蘭西の社會學者エミール・デュルケム Emile Durkheim の名を想起するだらう。此の點に關するデュルケムの功績は没すべからざるものがある。故に今こゝに社會の強制力を論ずるに當つても、先づデュルケムの學說を一瞥するのが至當であると思ふ。デュルケムの著作は數多あるが、其の重なるものは左の四つである。

- (1)「社會勞働分業論」"De la division du travail social"(1893)
- (2)「社會學方法論」"Les Règles de la Méthode sociologique"(1895)
- (3)「自殺論」"Le Suicide"(1897)
- (4)「宗教的生活の原始的形式」"Les formes élémentaires de la vie religieuse"(1912)

右の内余の通讀したものは僅かに「社會學方法論」一冊に止まる。(註)然し幸ひデュルケム研究

の好著、チャールス・ヘルマー・グールク Charles Emier Gelke の「社會學に對するデュルケムの貢獻」"Emile Durkheim's Contributions to Sociological Theory"(Columbia University Studies in Political Science. vol. LXIII. No. 1.)がある。以下デュルケムに就いて論ずるところ重に本書の記述に従つたものである。豫め明記して其の學恩を感謝して置く。

(註)余の讀める「社會學方法論」は一九〇四年の第三版で訂正増補されたものである。全部一八六頁、別して六章となし、他に序と結論とがある。第一章に於いて社會事實 (the social) の如何なるものを明かにし、社會事實は唯社會的のみ説明し得るのであるが、外的 (extrinsic) なあるものゝ強制的 (coercive) であるのみを特徴とし、個人的表現 (manifestations individuelles) とは獨立であることとを述ぶ。尚ほ此の註は本文で少しく詳論する。第二章は社會事實觀察の法則、第三章は正常及び病理的區別に關する法則、第四章は社會型 (types sociaux) 形成の法則、第五章は社會事實説明の法則、第六章は證據検査の法則等を各々論じ、結論して社會學に於ける方法は(1)全く哲學とは獨立で

あり、(一七三頁)の客觀的であり(一七五頁)且つ(3)社會學的であること(一七八頁)を必要として居る。是等の方法を適用したものが氏の「分業論」に「自殺論」である。(デュルケムの著第六章「デュルケムの方法論」參照)

以下デュルケムの強制力説を述ぶるに先立つて、簡単に氏の心理學並びに其の重なる術語の意義を明白にする必要があると思ふ。

二

先づ社會(société)とは何を意味するか。此の語に關するデュルケムの説明は極めて曖昧である。然し大體に於いて氏が société と云ふ言葉を使うのは、一般に社會を指すのでなくして、人類の具體的集合(aggregate)を意味する一社會(a society)を云ふのである。此の aggregate は社會的政治的單位を意味する。即ち其の原始的時代にあつては、horde であり、clan であり、Hibe であり、confederation である。更に後代に於ける都市、國民、及び國家である。(Gelke:—

op. cit. pp. 18-9)

次に明かにする必要があるのは *l'esprit* (心) である。「心それ自身はそれを形成して居る現在及び過去の表現 (representations) である。」と云ふ定義を下して居るデュルケムの社會心、及び個人心を明かにするには、先づ彼の心理學の概略を知らねばならぬ。今グールクに従つて其の極めて概略を述べることにしよう。デュルケムは自動論 (automatism) も並行論 (parallelism) も共に排斥して居るが、心と腦髓 (mind and brain) に關しては相互作用主義者 (interactionist) である。彼の見地に從へば心的過程は大部分感情的、意思的であるよりも寧ろ表現的である。表現は意識の範圍内にあらずして、意識外 (extra-conscious) に於いて存立するものである。而して最も重大なることは表現に更に原始的なる心理的單位の積分 (integrations) であり、更にそれ自身も亦一層

高い合成 (compound) に結合するものであると云ふことである。(Gehike: op. cit. p. 27) 此の立脚地に立つて彼の個人心と社會心との關係は極めて明瞭である。個人心の表現は心的要素の複合である。其の心的要素の結局は感覺 (sensation) に於いて決定される。而して感覺は腦細胞 (cerebral cells) の相互作用に依つて生ずる。勿論各感覺がどれか一つの細胞の所産であるなど、云ふことは出來ない。従つて表現は腦細胞其のものゝ内にある譯ではないが、腦細胞に依つてなると考へられる。此の思考法は更に社會心に適用される。少しく煩雜ではあるが、此の點に關する彼の議論を今少しく引用する。社會は其の實體としては結合せる個人の全部である。個人の結合に依つて形成された系統が社會生活を生ずる基本となるのである。其の系統は明かに各個人の數、其の住居する地位如何、其の交通聯絡

の度數、性質に依つて變化する。而してこの社會の緯 (frame) とも云ふべき表現は斯の如く結合せる個人間、若しくは個人と社會全體との間に挿入する團體間に立てられたる關係から生ずるものである。すでに述べたやうに個人的表現は神經要素の相互作用に依つて生ずるのであるが、其の神經要素其のものゝ内に固有して居るものでない云ふ説を若し許容することが出來れば、それから推斷して集合的表現、換言すれば社會的表現は其の社會を形成して居る原素的意識の相互作用に依つて生ずるが、直接此の意識から生ずるのでなく、それ以上のものであると云つてもさして異常なことではあるまい。故に社會實體 (social substratum) と社會生活との關係はすべての點に於いて生理學的實體と個人的生活との關係に類似して居る。(Gehike: op. cit. pp. 28-9)

吾人はこゝに是以上此の點に關して詳論する必要を認めないが、次ぎに是等の關係を明瞭にする爲めにゲールクの示す表を左に轉載して置く。

一、個人心の内

- (1) 多くの腦神經は (其の相互作用に依つて) 感覺を生ずる。
- (2) 多くの感覺は (其の相互作用及び結合に依つて) 心像 (image) を生ずる。
- (3) 多くの心像は (其の相互作用及び結合に依つて) 概念 (concept) を生ずる。
- (4) 多くの概念は (其の相互作用及び結合に依つて) 表現を生ずる。

二、社會心の内

- (1) 多くの個別的表現は (其の相互作用及び結合に依つて) 社會的表現を生ずる。
- (2) 多くの社會的表現は (其の相互作用及び結

合に依つて) より高くより純粹なる社會の社會的表現を生ずる。

三

以上吾人は大體に於てデュルケムの社會心理學の要領を略説した積りである。次ぎにデュルケムの述べる所に従つて社會心の特徴を簡単に紹介しやう。(附記。デュルケムは社會と云ふ字を社會心と同一の意義に使つて居ることがある。) 社會心の表現が如何なる特徴を有するかと云ふに、先づ第一に擧ぐべきものは個人的意識に對して外面性 (exteriority) を持つて居ると云ふことである。社會的表現には二種ある。一は個人心の相互作用に依つて生ずるものであり、他は此の最初の種類から互に生じたものゝ自律的相互作用 (autonomous interaction) に依つて生じたものである。論理的に云へば斯の如き表現は其の社會心を構成する一つの單位に過ぎない

個人心に對しては外的である筈である。個人的意識は社會心の一部以上であり得ない。宗教的觀念は例へば Totemism の如く外から個人に及べるものである。更に又強制と云ふことが社會心の特徴である。これは其の外面性と密接な關係を有つて居るし、且つ社會的表現が個人的表現より優れて居ると云ふことに基いて居るのである。(Gellike:—op. cit. pp. 32-3)

元來社會心は時間に於いても空間に於いても個人心より優秀でなければならぬ。即ち聯合し結合した個人心はそれと全く新しい種類のものを生ずるものである。(“Les Règles de la méthode sociologique”, pp. 126-7) 而して個人は社會より遙かに劣つて居るものである。何故ならば社會は多様であつて個人は簡單であるからである。かふ云へば空しき真理のやうに聞えるだらう。然し數量の方面に於いても、此のこと

はさう輕視すべきことではない。集團の大きが増加するに従つて個人は無力になる。之に反して其の全體の感情記憶等は次第に熾烈になつて來る。勿論デュルケムの此の社會心の優秀であること云ふ者は、前述した個人心と社會心との關係に基くものである。各々の神経細胞が個人心より劣等であるが如く、個人心は社會心より優秀であり得ない。然し更にデュルケムは社會心は個人心よりも道德的に優秀であると云つて居る。これは最も明白に自殺と云ふ現象に現れて居る個人的自殺は自殺の社會的傾向に服従して行はれて居る。個人は常に道德的事實に従ふものである。而して其の道德的事實は社會的事實である。斯の如き社會の權威、其の道德的感銘は宗教と呼べるべきものである。故にデュルケムは吾人各自の間に二個の意識のあることを認めて居る。即ち一は吾人の全體に共通なものである。

けれども吾人自身ではない。然し吾人の内に活動するものである。之に反して他の一つは唯吾人一個にのみ獨特のものである。而して其の個人格を形成するものである。(Gellike:—op. cit. pp. 36-42) 是等の問題に關しては尙ほ述べざる點が甚だ多いけれども、こゝには割愛する。

以上デュルケムが社會心の特徴を述べて是を其の外面性と優秀性に歸した。本論文の主題たる社會の強制力は疑も無く其の社會心の優秀なるが故に生ずるところのものである。以下少しく社會の強制力に關するデュルケムの説を吟味しやう。

四

まずに述べたやうに社會事實は其の思考、行動、感受の諸方面に於いて個人の外に存するものであつて、其の有する優秀性はこゝに強制力となつて個人を壓するのである。即ち社會事實

に於いては是等は法律、道德、宗教的教義等となつて現れる。吾人は先づデュルケムの道德に關する意見を聽かなければならぬ。

デュルケムは “faits moraux”, “la réalité morale”, “la morale”, “les faits de la vie morale”, “le cœur”, 等の語を以つて表示して居るが、彼の云ふ道德は勿論一定不變の絶對的道德律、即ち獨逸語の Sittlichkeit を云ふのではない。唯吾人の行爲の規律的系統として表示されるものに過ぎない。斯の如き道德規則の特徴は大體二つの點に於いて他の規則と區別することが出来るだらう。即ち第一は責任 (obligation) の觀念である。然し單なる責任觀念として吾人に義務の履行を強制するに止まらず、道德はかくあつて欲しきものである。即ち望ましきことが道德の第二の特徴である。而して斯の如き道德は又二個の見地から觀察される。即ち主觀的にと客

觀的にとである。後者にあつては社會團體内の具體的事實として道德規則を意味するのであつて、多く一の教則として編成されてあるものである。前者は是等の客觀的な外的な道德に對する個人的表現である。今社會の強制力を論ずるに當つて、問題となるのは後者の客觀的に觀察し得るもののみである。

吾人が斯の如き道德律を觀察すれば、それが義務として履行さるゝとしても、其の根柢に於いて望まじきこと (desirability) をよむこと (goodness) を拒むことは出來ない。それと同時に道德律に對する恐怖若しくは尊敬と好愛とに基く崇敬の念を催す。こゝに於いて一方社會に於いて強制力の一つと認められる道德は、他方連帶責任の觀念所謂 *solidarité* と同一に見られ得る。如何にして斯の如き觀念が生じて來たのか。それは社會心と云ふやうな超越的實在の前にあつて

個人が痛感する其の無力と依頼性とに基くものである。且つ亦個人がある種の行動をなす場合、社會心の一部として其の分を果たすと云ふ點からして喜悅の情を享け、一層斯の如き道德を崇高なものと思ふのである。更に此の問題の具體的解答として、デュルケムは分業 (*la division du travail*) を以つてして居る。

分業は單に經濟的の現象に止まらない。更に廣い社會的意義を有して居る。例へば學術的研究の如き如何に各自専門々に分業が行はれて居るかに依つても知り得るであらう。今こゝに此のことに關して一々論究する餘裕を持たない。唯、今少しく個人と社會の強制力との關係に就いて述べやうと思ふ。

デュルケムの言葉を以つてすれば、「分業は吾人の社會の存在條件である。分業の爲めに社會の強制力は確實となり、且つ分業に依つて社會

構成の主要なる特色が決定されるのである。

(*La division du travail social*, p. 2) 故に吾人をある社會に結びつける度合は社會の連帶責任に比例するものであり、斯の如き結合の義務は外界には法律として表示される。従つて社會の連帶責任の程度は大體に於いて斯の如き法律の數に依つて測定され得る。今個人の立場に立つて社會から強制される程度を考へて見やう。吾人は上述の理由から二個の意識を持つて居る譯である。即ち一つは自己に對して人格的なものであり、個人としての吾人の特徴である心的狀態を有し、他の一つは社會團體全部に共通なる心的狀態を有するものである。一個人を其の社會に結合させるところのものは其の個人の内に存する上述せる二個の心的狀態の連帶責任觀念である。而して個人の社會團體に結合する其の強度は次ぎの三つに依つて變化する。

(一) 上述せる共通の意識の容量と個人的意識の容量との比例。

(二) 集合的 (即ち共通の) 意識狀態の平均強度。

(三) 是等の集合的意識狀態の決定力 (*determinative*) の程度。

而してデュルケムは「類似に依つて起る連帶責任が其の最大なるは集合的意識が吾人の全意識 (個人的) を正しく包含し、すべての點に於いてそれと一致する時である。此の際に於ける吾人の個人性は皆無である。」 (*Div. Tr.*: pp. 99-100) と云ふ。故に明かに個人性は *solidarité* に羈束される。 *solidarité* 即ち社會の強制力となるのである。従つて若し此の *solidarité* を破る者があるとするならば勢い刑罰に附する必要がある。こゝに所謂法律の制定を促すことになる。デュルケムは法律の形式を分けて禁制的 (*repressive*) と賠償的 (*restitutive*) とにして居る。然しこ

には以上論及する必要がないと思ふ。要するにデュルケムの云ふ道徳なるものは *solidarity* の源泉であるものすべてを指すのである。デュルケムの議論は何處までも本論文の最初に述べた個人心、社會心の觀念を離れないのである。個人は腦細胞の一部と等しく社會に對して部分以上の價值を有して居ないのである。是は果して正しい觀察であらうか。以下節を變へて少しく余の考ふるところを述べたいと思ふ。(本節はデュルケムの著書第七章デュルケムの倫理學説を参照されたい。)

五

吾人の日常行爲を拘束するものは何であるか。家に居る際にも往來を歩く時にも、將た又獨りで居ても多數の内にあつても其の行爲は全く自由であると云ふことは出来ない。かゝる拘束方に二種ある。一は其の強制が唯自己一個に

止まるものである。多くの場合自己の意欲の満足に過ぎない。第二は第一の内的なるに對して外からは強制されるものである。云ふ迄もなく、社會の強制力と稱せらるゝものは後者である。

コールは其の著「社會學説」(“Social Theory”, HONOL.) に於いてかゝる社會の強制力を三種に區別して居る。第一は個人の財産に對するもの、通常の所謂罰金である。デュルケムの云ふ賠償的のものは大部分是であらう。第二は個人の行動の自由を其の範圍を限ることに依つて、拘束するものであつて、政府で採るある手段、又はかの「黒表」(“blacklists”) の如きが是である。第三は直接個人の身體を拘束するものであつて、拘留、監禁、拘足等から銃殺其の他の死刑はすべて是に屬するものである。(G. D. H. Cole: “Social Theory”, p. 129) デュルケムの所謂禁制

的なるものは略々此の第二第三を意味するものである。云ふまでもなく、コールの示す第一のものゝ内にも禁制的のものが有り得る。然しこゝに吾人が問題とするのはかゝる外的に表示されたる實際的の強制力よりも、寧ろかゝる強制力が何故に社會に附與されるかと云ふ點にある。今こゝにコールとデュルケムとを對立させて見ると、前者がルソー Rousseau の社會契約説と類似せるに對して、後者は社會連帶責任説を稱へて居る。コールが社會よりも寧ろ個人を尊重せるに對して、デュルケムは社會の *personality* を高唱して個人を没却して居る。是等兩者の何れが真であるか、一々論評して居る餘裕がない。直ちに強制力其のものに就いて少しく考察して而して其の依つて生ずる所以を明かにしたいと思ふ。

六

上述せるコールの示す社會の強制力三種以外に同じく社會としての強制力がある。慣習や因襲等の結果、若しくは社會に對して何等法的制裁がないにも拘らず一種の責任觀念を催す等がそれである。デュルケムが其の「自殺論」に於いて自殺には三つの種類があるとして居る。即ち利己的、變則的、及び利他的の三種である。利己的の自殺と云ふのは、其の個人の屬する團體が其の者に對する勢力を喪失して、最早其の者の連帶責任がなくなり、而も他の強大なる社會に依つて是と對抗する勇氣のないものが自殺する場合の如きである。變則的自殺と云ふのは、例へば經濟的恐慌の如き個人に對する社會の規則的支配が不時に破られた時に起る自殺である。利他的自殺と云ふのは名譽に對する奉仕の如きがそれである。是等の自殺の現象の依つて生ずる所以、並びに社會が何等かの行爲に對して、刑

罰を行はなければならぬ所以は何であるか。即ち個人として社會と相反する意思表示を有して居るからに外ならない。デュルケムが個人心を腦細胞に比較してこゝに偉大なる社會心を建設したのは、すでにゲールクも指摘して居るやうに、間違つた類推であると云はなければならぬ。所謂偉大なる天才に關する問題は暫く除く、(ゲールクの著書第六章デュルケム思考法の重なる前提参照)前述せるやうにある個人が社會全體に對して反對の企圖を抱くと云ふ事實は、少くとも社會あつての個人に非ずして、個人あつての社會であることを語るものではないか。若し社會に對して不平不満を有し消極的態度を探るならば、其のものは自殺、——デュルケムの云ふ第一の種類の自殺となつて現れ、積極的態度に出づる者はコール、デュルケムの擧ぐる刑罰に依つて社會的の強制力を受けるやうになるなら

う。是等は何れも社會の強制力に對して否認の態度を表するものである。然るに他方之に反して社會の強制力を是認して、而も自殺の行動を取てするものがある。即ち前に述べた慣習、因襲、若しくは名譽心等の結果是を行ふものである。これは社會に對する恐怖若しくは宗教的信念から自己を没却し社會の強制力に服従するものである。

以上の論述に依つても略々明かなるが如く、社會の強制力は個人に依つて是認されることもあれば、否認されることもある。又それが自覺的になさるゝこともあれば、無自覺的になさるゝこともある。是等の事實はそもゝ何を語るのであらうか。是等の事實と文化發展の過程との間に何等かの關係はないだらうか。以下此の疑問に就いて少しく論及し本論文を完結したいと思ふ。

七

此の問題を詳述することは到底現在余の力の及ぶところでない。今は唯極めて抽象的に大體の傾向を論ずるに止めて置く。

先づ問題は原始人に對して起るべき筈である。此の點に就いては余は寧ろデュルケムの考察を尊重する。原始人の生活は何等個人の人格を考慮するところなく、全社會團體の爲めには其の強制力に對して無自覺に服従して居た。若し個人が此のまゝに發達したとするならば、恐らくデュルケムの示すが如く、個人心は社會心の一要素であるに過ぎなかつたらう。宗教的畏敬の念は常に偉大なるもの異常なるものに對して拂はれ、其の前には絶對的に畏服し、其の行動は一に本能的衝動に依つて支配され、少しの反省さへ行はれない。蓋し是は人類生活の本能的衝動生活であつて、現在と雖も其の生活を支配す

ること極めて大である。此の場合社會の強制力は絶對である。殆どそれを強制力と意識しない。恰も個人心の内にあつて存在し得ぬ精神細胞が除却されると等しく其の個人は没却されるのである。

然るに人類の生活過程は同一の状態を何日までも維持し得なかつた。即ち社會の強制力に對する是非當不當の判断を下すやうになつた。此の點から見てコールが社會の強制力を是認しやうとして、社會の一員となることに個人の意思を尊重し、職分的に分れたる聯合 (functional associations) を以つてする説を稱へるのは當然である。(拙稿「G. D. H. Cole」の新著二種」參照) 即ち個人の自覺である。個人が自己の人格價值を發揮することに人生の意義を發見し、自己と云ふ立脚地に立つて社會全般の諸現象を批判しやうとするやうになつたのである。此の意識の發達

と共に社會を改造せんとする意圖も惹起して來るのである。大なる自覺者は大なる天才である。此點を無視したデュルケムの學説が天才の現象を説明し得ないのは又當然であると云へやう。此の際に於ける社會の強制力は如何。此の場合社會の強制は各個人に依つて是否の判断を下される。然るに社會の強制は其の個人の判断如何に拘らず行はれるのである。例へば所謂先覺者が當時行はれて居る社會の強制が不當であることとを看破し、是を破棄することを稱へたとしても、實際に於いては更に多くの覺醒者の出づる迄犠牲者たるを免れない。然らば何を標準として社會の強制を是非すべきであるか。余は未だ積極的には是に對する解答を求むることが出來ない。唯消極的に各個人の意思の尊重、少くともコールが示すが如く「社會は何人をも殺す權利を持たない。何故ならば兎に角死は地上に於け

る人格の完全なる斷絶を意味するからである。」としたのに贊する。(Cole: op. cit. p. 139)。更に吾人が前述せる慣習因襲等に依つてなせる行為に就いても同様なことが云へやう。吾人の反省的意思の働いた時には、自己の人格價值完成に對して有意義である場合か、若しくは行ふも行はざるも何等これと相影響せざる場合は其の慣習を行ふだらう。社會の法律的拘束も同様である。往來の左側を進行することは吾人の人格價值の完成に何の影響もない。然るに極度の言論取締、若しくは壓迫等は極めて大なる影響を及ぼす。前者に服従する者と雖も後者に對して服従し得ないのは、少しく自己を意識したる者の當然の行動であると云へやう。以上の議論は極めて粗雑である。然し吾人がデュルケムの所論を調へ、それが人類の本能的衝動生活に於いては眞實であることを認むると共

新刊紹介

G. D. H. Coleの新著二種

に、社會の意義は個人を基礎とするものであつて、社會心必ずしも個人心より優秀ならず、従つてデュルケムの考ふるが如く社會の強制力は偉大でなく大いに制限の存することを明かにしたと思ふ。社會の強制力に關する議論は以上に止まらない。殊に多數の意義と社會の強制力との關係は更に興味多き問題を提供する。然し今は是を他日に譲りこゝには上述の諸點に對する一解答を提示するに止めて置く。

(一九二〇年八月十七日稿)

“Self-government in Industry”及び“*The World of Labour*.”とに依つて、汎く我が國に知られたG. D. H. Coleが最近の著作“*Social Theory*”“*Chaos and Order in Industry*.”の二種を紹介しやうと思ふのである。コールはギルド社會主義の主張者である。彼の説く所も又従つてギルドマンの思想を其の根柢として居るのは當然である。是等二種の書の到る處に於いて産業の民本的自治(democratic self-government in industry)を説いて居る。彼の社會學説を亦此の點に於いて構成される。次に先づ第一の“*Social Theory*.”に就いて述べやう。